

委 託 契 約 書 (案)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、道南農業試験場の次の建物並びに施設の警備業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 建物、施設の警備
- (2) 水田、温室及び環境制御温室温度等の異常監視

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙警備業務処理要領(以下「要領」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(委託期間)

第3条 契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することが出来る。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することが出来ない。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 万 円(うち消費税及び地方消費税の額金 万 円)(月額金 万 円)を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙に対して毎月25日(25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日)に前月分の委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払場所は、甲の理事長の勤務の場所とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、金 円とする。(契約保証金は、免除する。)

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(業務担当員)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理の責任者等)

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

2 乙は、委託業務の処理のため、次の各号に定める要件を具備した警備員を配置するものとする。この場合において、警備員2名以上を置く場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

- (1) 成人の男子であること。
- (2) 心身に著しい欠陥を有せず、警備業務を行う能力を有する者であること。
- (3) 身元が確実で、素行が正しい者であること。
- (4) 責任感を有し、かつ、公共施設の品位を損なうおそれのない者であること。

3 乙は、前項の規定により配置すべき警備員及び主任者を定めたときは、遅滞なく、甲に通知しなければならぬ。警備員又は主任者に異動があった場合も、同様とする。

4 乙は、警備員には常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯しなければならない。

5 乙は、警備員に対し、職員及び来庁者に接する場合の言動等について十分に留意するよう、指導監督しなければならない。

6 乙は、委託業務に従事する警備員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。(業務処理責任者等の変更請求等)

第10条 甲は、業務処理責任者又は乙が配置した警備員が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することが出来る。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(施設の使用等)

第11条 甲は、乙が委託業務を処理するために要する室を指定し、及び当該室に備える別表に掲げる備品を乙に無償で供与するものとする。

2 乙は、指定された室及び供与を受けた備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 乙は、供与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、甲に返還しなければならない。

5 委託業務の処理に必要な器具(供与備品を除く。)及び消耗品は、乙の負担とする。(報告義務)

第12条 乙は、毎日9時までに前日の警備に関し、甲の指定する書式により甲又は業務担当員

2 乙員は、協定業務前項遅滞なく、報告しなければならぬ。各号に掲げる事実の生じたときは、直ちに、その旨を甲又は業務担

(1) 委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、又は委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、

第13条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の

第14条 甲は、乙が次条第2項第2号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

(1) 委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、又は委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、

(2) 委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、又は委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、

(3) 委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、又は委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、

(4) 委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、又は委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、

(5) 委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、又は委託業務の処理に支障をきたすおそれがあるとき、

ア 支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、

イ 支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、

ウ 支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、

エ 支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、

オ 支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、

カ 支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、

キ 支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、

ク 支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、又は支店若しくは営業所、

2 甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通

3 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除す

(1) 第16条第1項第1号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(2) 第16条第1項第2号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(3) 第16条第1項第3号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(4) 第16条第1項第4号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(5) 第16条第1項第5号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除す

(1) 第16条第1項第1号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(2) 第16条第1項第2号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(3) 第16条第1項第3号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(4) 第16条第1項第4号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(5) 第16条第1項第5号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除す

(1) 第16条第1項第1号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(2) 第16条第1項第2号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(3) 第16条第1項第3号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(4) 第16条第1項第4号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(5) 第16条第1項第5号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除す

(1) 第16条第1項第1号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(2) 第16条第1項第2号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(3) 第16条第1項第3号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(4) 第16条第1項第4号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(5) 第16条第1項第5号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除す

(1) 第16条第1項第1号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(2) 第16条第1項第2号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(3) 第16条第1項第3号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(4) 第16条第1項第4号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

(5) 第16条第1項第5号に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この

別表

第 1 1 条に基づく供与物品

品名	規格	数量	供与期間	備考
巡回時計	アマノ	1	自 平成 3 0 年 4 月 1 日 至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日	
ソファ	3 人掛	1	自 平成 3 0 年 4 月 1 日 至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日	